

岩内町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要について

1. 計画策定の経緯

- (1) 病原性が高い新型インフルエンザや、同様に危険性のある新感染症が発生した場合、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が制定された。

その中で、国、都道府県及び市町村等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画の作成が規定されたことから、町では、国の政府行動計画、新型インフルエンザ等対策ガイドライン、さらに、北海道行動計画との整合性を図りながら、町民生活の安全安心を守るため「岩内町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定する。

2. 対象とする感染症

- (1) 新型インフルエンザ等感染症
- (2) 新感染症で感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

3. 対策の目的

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
- (2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が、最小となるようにする。

4. 対策実施上の留意点

- (1) 基本的人権を尊重し、町民への説明と理解を得ることを基本とする。
- (2) 危機管理としての特措法の性格として、緊急事態措置がどのような場合でも講じるものではない。
- (3) 関係機関が相互に緊密な連携を図り、対策を実施する。
- (4) 町対策本部は、対策の実施に係る記録の作成、保存、公表を行う。

5. 被害想定

区 分		国	道	町
感染者数（人口の25%）		3,200万人	137万人	3,500人
最大受診者数		2,500万人	107万5千人	2,800人
中等度 (致死率0.53%)	最大入院患者数 (1日当たり最大)	53万人 (10万1千人)	2万3千人 (4,300人)	56人 (11人)
	死亡者数	17万人	7,000人	19人
重度 (致死率2.0%)	最大入院患者数 (1日当たり最大)	200万人 (39万9千人)	8万6千人 (1万7千人)	224人 (45人)
	死亡者数	64万人	2万8千人	70人
従業員の欠勤率		最大40%		

※政府行動計画及び道行動計画の流行規模に準じ、推計

(国と北海道の人口は平成22年の国勢調査、町の人口は住民基本台帳を基に14,000人とした)

6. 発生段階

段 階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 道においては、以下のいずれかの発生段階 ・地域未発生期（道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 道においては、以下のいずれかの発生段階 ・地域未発生期（道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・地域感染期（道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

7. 各段階における対策

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
目的	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備えて体制の整備を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等の国内侵入をできる限り遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める 国内発生に備えて体制の整備を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 国内での感染拡大をできる限り抑える 患者に適切な医療を提供する 感染拡大に備えた体制の整備を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 医療体制を維持する 健康被害を最小限に抑える 町民生活及び町民経済への影響を最小限に抑える 	<ul style="list-style-type: none"> 町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 町行動計画、業務計画、事業継続計画の策定を行い、必要に応じて見直す 国、道、関係機関との情報交換や連携体制を確認する 	<ul style="list-style-type: none"> 町対策本部設置に向けた準備を進める 国が感染拡大防止の基本的対処方針を決定した場合は、町においても国や道の方針に従った対処方針を決定する 	<ul style="list-style-type: none"> ※国が緊急事態宣言を行った場合 岩内町新型インフルエンザ等対策本部を設置し、国の基本的対処方針を踏まえ、町行動計画に基づいた対応を行う 		<ul style="list-style-type: none"> 各段階における対策を評価し、必要に応じて町行動計画等の見直しを行う 国の基本的対処方針に基づき、対策を縮小、中止する
サーベイランス 情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 国や道などから国内外の情報を収集する 国や道が行う調査、研究に協力する 	<ul style="list-style-type: none"> 国や道などから国内外の情報を収集する 国や道が行う調査、研究に協力する 	<ul style="list-style-type: none"> 国や道が行うサーベイランス・情報収集について把握に努め、要請に応じて取組等に協力する 	<ul style="list-style-type: none"> 国や道が行うサーベイランス・情報収集について把握に努め、要請に応じて取組等に協力する 	<ul style="list-style-type: none"> 国や道が行うサーベイランス・情報収集について把握に努め、要請に応じて取組等に協力する
情報提供 共有	<ul style="list-style-type: none"> 町民に、基本的な情報や発生した場合の対策等に関する情報提供を行う 個人レベルの感染対策の普及を図る 相談窓口の準備を進める 	<ul style="list-style-type: none"> 町民に、海外での発生状況や現在の対策等を周知する 国、道、関係機関等と双方向の情報共有を行い、的確な状況把握に努める 道からの要請に応じ、相談窓口を設置する 	<ul style="list-style-type: none"> 国内での発生状況や具体的な対策等について、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う 個人レベルでの感染予防策や、患者となった場合の対応を周知する 国、道、関係機関等と双方向の情報共有を強化し、的確な状況把握を行う 相談窓口の体制充実、強化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 国内での発生状況や具体的な対策等について、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う 個人レベルで取るべき行動、医療体制、社会活動の状況等について周知する 国、道、関係機関等と双方向の情報共有を強化し、的確な状況把握を行う 相談窓口の体制充実、強化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 第一波の収束と第二波発生の可能性や、それに備える必要性の情報提供を行う 町民からの問い合わせ等をまとめ、情報提供のあり方の評価、見直しを行う 国や道からの要請に基づき、相談窓口等の体制を縮小する
予防 まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 町民に、基本的な感染対策や緊急事態における対策の理解促進を図る 地域や職場における対策について、周知を図るための準備を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 国から感染症危険情報が発出されたときは、必要に応じ、道と連携の上、個人が取るべき対応に関する情報提供や注意喚起について周知する 	<ul style="list-style-type: none"> 道と連携しながら、町民、事業者に対し感染対策の周知や取組等を要請する 	<ul style="list-style-type: none"> 道と連携しながら、町民、事業者に対し感染対策の周知や取組等を要請する 	<ul style="list-style-type: none"> 道と連携し、海外での発生状況等について、渡航者等への情報提供や注意喚起の内容を確認し、町民に周知する
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> 〈特定接種〉 国の事業者登録等に協力する 〈住民接種〉 ワクチン接種の体制構築を図る 住民接種の具体的な実施方法の準備を進める 	<ul style="list-style-type: none"> 〈特定接種〉 特定接種に関する国の決定について情報収集する 必要に応じて町職員に特定接種を行う 〈住民接種〉 住民接種体制の準備を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 〈住民接種〉 ワクチン供給が可能になり次第、国が示す接種順位により住民接種を開始する 医療機関への委託等により、予防接種の実施にあたる 	<ul style="list-style-type: none"> 〈住民接種〉 国が示す接種順位により、引き続き、住民接種を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 流行の第二波に備えて、引き続き、住民接種を行う
			<ul style="list-style-type: none"> ※国が緊急事態宣言を行った場合 国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法に基づく、臨時の予防接種を行う 		
医療	<ul style="list-style-type: none"> 道からの要請に基づき、地域医療体制の整備や医療機関への情報提供に協力する 	<ul style="list-style-type: none"> 道からの要請に基づき、帰国者・接触者外来の周知や受診勧奨、患者の移送や搬送体制の準備等に協力する 	<ul style="list-style-type: none"> 国や道からの医療対策に関する情報を、医療機関に迅速に提供する 	<ul style="list-style-type: none"> 国や道からの医療対策に関する情報を、医療機関に迅速に提供する 道と連携し、関係機関等の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援や自宅で死亡した患者への対応を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 国や道の方針に基づき、国内感染期に講じた措置を適宜縮小、中止する
町民生活及び 町民経済の 安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者の把握と具体的支援を検討する 火葬場の能力及び一時的に遺体を安置できる施設について把握、検討する 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者や協力者へ速やかに情報提供を実施する 火葬能力を超える事態が起こった場合に備え、一時的な遺体安置施設等の準備を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者に対し、国や道と連携の上、必要な支援を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ※国が緊急事態宣言を行った場合 要援護者の生活支援、搬送、死亡時の対応等を行う 可能な限り火葬場を稼働する 火葬能力の限界を超えることが明らかなきときは、遺体安置施設を直ちに確保する 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、要援護者に対して国や道と連携の上、必要な支援を行う 国、道、関係機関と連携し、対策の合理性が認められなくなった場合は、講じた措置を縮小、中止する
			<ul style="list-style-type: none"> ※国が緊急事態宣言を行った場合 水道事業者である町は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を行う 道と連携しながら、生活関連物資等の価格高騰、買い占め、売り惜しみ等が生じないよう調査、監視し、必要に応じ、関係事業者団体等に対して要請を行う 町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る 		